

北海道胆振地域 公共交通計画（素案）

2024 ▶ 2028

胆振地域の公共交通に係る全ての関係者が
主体性を持ち維持確保する持続可能な公共交通網の構築

令和6（2024）年3月

北海道胆振地域公共交通活性化協議会

北海道胆振地域公共交通計画 目次

第1章 はじめに	1
1-1 計画策定の趣旨	1
1-2 計画の区域	2
1-3 計画の期間	2
1-4 計画の構成	3
第2章 関係法令、上位・関連計画と本計画の位置づけ.....	4
2-1 関係法令	4
2-2 上位・関連計画	6
2-3 地域公共交通計画の位置づけ及び本地域における公共交通の位置づけ.....	32
第3章 地域の概況	36
3-1 地勢・地理	36
3-2 社会状況	41
3-3 公共交通の現状	63
第4章 地域の移動特性・ニーズ	95
4-1 本地域を中心とした移動状況.....	95
4-2 公共交通に係る各種調査結果の整理.....	97
第5章 各種調査結果等から抽出された課題の整理.....	139
5-1 胆振地域の公共交通における地域別の課題.....	139
5-2 胆振地域の公共交通における全体の課題.....	149
5-3 胆振地域の公共交通の課題のまとめ.....	150
第6章 基本的な方針及び計画目標	151
6-1 求められる公共交通の役割及び課題から導き出される将来像・基本方針.....	151
6-2 公共交通の維持・確保の方針.....	154
6-3 公共交通の維持・確保の方針まとめ.....	163
第7章 目標を達成するための施策・事業.....	165
7-1 目標達成のための施策・事業の位置づけ.....	165
7-2 各施策・事業の実施方針	166
第8章 計画の進捗管理及び管理体制.....	175
8-1 評価指標の設定	175
8-2 計画の進捗管理体制	178
8-3 評価・検証に向けた PDCA サイクルの構築.....	180
8-4 今後の協議会の開催スケジュール（案）	181
■附属資料	182

第1章 はじめに

| 1-1 | 計画策定の趣旨

北海道胆振地域は北海道の中南部に位置し、東西に広がった4市7町で構成されています。温暖な気候を生かした農業、噴火湾・太平洋海域の特性を生かした水産業、鉄鋼などの工業や日本有数の温泉地を中心とした観光と、各産業のバランスがとれた地域です。

本地域の公共交通網は、これら産業に加え、住民の生活移動を支える交通網として発展してきました。

令和5（2023）年現在、本地域の公共交通は、鉄道・都市間バス・路線バスが運行されています。

また、バス路線では賄いきれない需要をカバーする役割として、ハイヤー・タクシー事業者が運行しているほか、各市町においてコミュニティバスや乗合交通等のコミュニティ交通が運行しています。

一方で、人口減少・少子高齢化やモータリゼーションの進行等により、本地域の公共交通利用者は減少の一途をたどっており、加えて、新型コロナウイルス感染症の影響等により、公共交通利用者の減少に拍車がかかったほか、公共交通の運行を支えてきた運転手や運行管理者、整備士等の安全運行の担い手不足が深刻化している状況です。

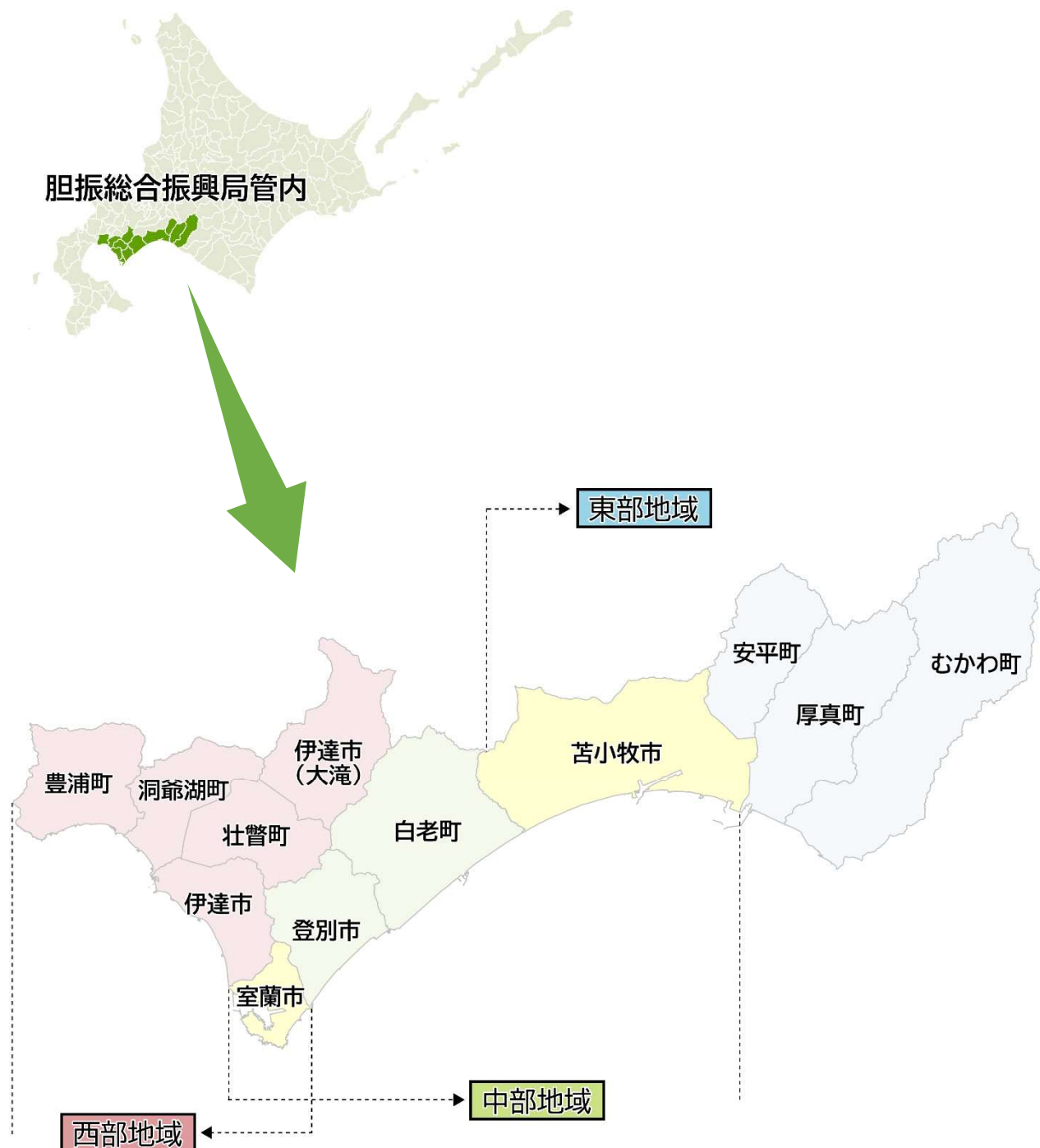
このような状況下で、令和2（2020）年11月に改正された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」においては、地方公共団体が主体的に地域公共交通の持続的な提供に向けて取り組むこととされており、本地域の生活及び各産業を支える交通手段の維持・確保に向け、北海道、管内市町、国、公共交通事業者等の関係者が連携し、将来にわたり持続可能な地域公共交通のあり方を検討し、その実現に向けて取り組む必要があります。

このような背景を踏まえ、地域住民の生活や各産業を支える交通手段を維持・確保し、持続可能な交通体系を構築していくため、本地域における地域公共交通のマスタープランとなる「北海道胆振地域公共交通計画」を策定します。

| 1-2 | 計画の区域

本計画の対象区域は、胆振総合振興局管内の11市町とします。

なお、住民の生活移動等の状況を踏まえて、本地域を「西部地域」「中部地域」「東部地域」の3つに分け、「室蘭市」は西部地域及び中部地域、「苫小牧市」は中部地域及び東部地域に属することとします。



出典：国土数値情報「行政区域データ」_国土交通省をもとに作成

<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/ksj.html>

図 1-1 対象区域

| 1-3 | 計画の期間

本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間とします。

| 1-4 | 計画の構成

本計画は、以下の構成からなります。

第1章 はじめに

- 計画策定の趣旨、●計画の区域、●計画の期間、●計画の構成

【現況と課題の把握】

【現況の整理】

第2章 関係法令、上位・関連計画と本計画の位置づけ

- 関係法令
- 上位・関連計画
- 地域公共交通計画の位置づけ及び本地域における公共交通の位置づけ

第3章 地域の概況

- 地勢・地理
- 社会状況
- 公共交通の現状

第4章 地域の移動特性・ニーズ

- 本地域を中心とした移動状況
- 公共交通に係る各種調査結果の整理

【課題の整理】

第5章 各種調査結果等から抽出された課題の整理

- 胆振地域の公共交通における地域別の課題
- 胆振地域の公共交通における全体の課題
- 胆振地域の公共交通の課題のまとめ

第6章 基本的な方針及び計画目標

- 求められる公共交通の役割及び課題から導き出される将来像・基本方針
- 公共交通の維持・確保の方針

第7章 目標を達成するための施策・事業

- 目標達成のための施策・事業の位置づけ
- 各施策・事業の実施方針

第8章 計画の進捗管理及び管理体制

- 評価指標の設定
- 計画の進捗管理体制
- 評価・検証に向けた PDCA サイクルの構築
- 今後の協議会の開催スケジュール（案）

図 1-2 計画の構成

第2章 関係法令、上位・関連計画と本計画の位置づけ

| 2-1 | 関係法令

国は「交通政策基本法」、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」において、交通施策に関する基本理念や基本事項、地方公共団体による計画策定等を定めており、本計画はこれらに基づき策定をします。

(1) 交通政策基本法

表 2-1 交通政策基本法の概要

施行日	平成 25 (2013) 年 12 月 4 日
最新の改正	令和 2 (2020) 年 12 月 9 日
目的	交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにすることにより、交通に関する施策を総合的かつ計画に推進し、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図る
概要	<ul style="list-style-type: none">■基本的認識●交通の果たす機能<ul style="list-style-type: none">①国民の自立した生活の確保②活発な地域間交流・国際交流③物資の円滑な流通●国民等の交通に対する基本的需要の充足が重要■交通機能の確保・向上●少子高齢化の進展等に対応しつつ、「①豊かな国民生活の実現」、「②国際競争力の強化」、「③地域の活力の向上」に寄与●大規模災害に的確に対応■環境負荷の低減●交通による環境への負荷の低減を図る■様々な交通手段の適切な役割分担と連携●交通手段の特性に応じて適切に役割を分担し、かつ、有機的かつ効率的に連携する■交通の安全の確保●交通安全対策基本法等に基づく交通安全施策と十分に連携する。

(2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

表 2-2 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の概要

施行日	平成 19 (2007) 年 10 月 1 日
最新の改正	令和 5 (2023) 年 10 月 1 日
目的	<p>地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を推進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会に寄与すること</p>
概要	<p>■地域が自らデザインする地域の交通</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地方公共団体による「地域公共交通計画」(マスタープラン)の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体による地域公共交通計画(マスタープラン)の作成の努力義務化 ・地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等)も計画に位置付け ・定量的な目標(利用者数・収支・公的資金投入額等)の設定、毎年度の評価を行う ●地域における協議の促進 <p>■移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●輸送資源の総動員による移動手段の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・路線バス等の維持が困難と見込まれる段階で、関係者と協議してサービス継続のための実施方針を策定し、新たな事業者を選定する事業を創設 ・自家用有償旅客運送について、バス・タクシー事業者が運行管理・車両整備管理で協力する制度を創設 ・自家用有償旅客運送について、地域住民だけではなく観光客も含む来訪者も対象として明確化 ・鉄道や乗合バス等において貨客混載を行う事業を創設 ●既存の公共交通サービスの改善の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・等間隔運行や定額制乗り放題運賃、乗継割引運賃等のサービス改善を促進 <p>■地域公共交通の「リ・デザイン」</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域の関係者の連携と協働の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・目的規定に、自治体・公共交通事業者・地域の多様な主体等の「地域の関係者」の「連携と協働」を追加し、国の努力義務として、関係者相互間の連携と協働の促進を追加 ・地域の関係者相互間の連携に関する事項を、地域公共交通計画への記載に努める事項として追加 ●ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設・拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・自治体又は鉄道事業者からの要請に基づき、関係自治体の意見を聴いて、国土交通大臣が組織する「再構築協議会」を創設 ●バス・タクシー等地域交通の再構築に関する仕組みの拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・自治体と交通事業者が、一定の区域・期間について、交通サービス水準(運行回数等)、費用負担等の協定を締結して行う「エリア一括協定運行事業」を創設 ・AI オンデマンド、キャッシュレス決済、EVバスの導入等の交通DX・GXを推進する事業を創設 ●鉄道・タクシーにおける協議運賃制度の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の関係者間の協議が調ったときは、国土交通大臣への届出による運賃設定を可能とする協議運賃制度を創設

| 2-2 | 上位・関連計画

(1) 北海道の各種計画

北海道の各種計画では、公共交通について、国や各市町村と連携した取り組みの推進、MaaS の概念を踏まえた先端技術の活用、地域関係者・交通事業者・物流事業者などが一体となった取り組みの推進、交通モード間の連携によるシームレスな公共交通の検討等を行うこととしています。

表 2-3 北海道の各種計画における公共交通に関する施策 (1/2)

計画名・年次	公共交通に関する主な施策
北海道総合計画 -輝き続ける北海道- 平成 28 (2016) 年度 ~令和 7 (2025) 年度	■連携と交流を支える総合的な交通ネットワークの形成 <ul style="list-style-type: none"> ・地域交通の安定的な確保に向けて、国の支援制度を最大限活用しながら、地域の実情に応じた公共交通ネットワークの構築に取り組む ・幅広い関係者が相互に連携・協力できる環境を整えながら利便性が高くストレスのない公共交通の実現に向けて取り組む
第 2 期 北海道創生総合戦略 令和 2 (2020) 年度 ~令和 6 (2024) 年度	■地域の実情に応じた交通ネットワークの維持・確保 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の暮らしや産業経済を支える安定的かつ持続的な交通・物流ネットワークの確保に向け、MaaS の展開による交通の利便性向上や、幹線やラストワンマイルでの共同輸送など、地域関係者・交通・物流事業者等と一体となった取組を進める ・地域住民の交通手段として必要不可欠な鉄道やバス、離島航路・航空路などを維持・確保するため、国や市町村との役割分担のもと、必要な支援措置を講ずる ・集落の維持・活性化に資するコミュニティバスなど地域の実情に応じた地域交通の確保のための取組を促進する
北海道交通政策総合指針 平成 30 (2018) 年度 ~令和 12 (2030) 年度	■道民の暮らしや経済活動を支える公共交通ネットワーク <ul style="list-style-type: none"> ・持続的な公共交通ネットワークの維持・確保に向け、交通・物流の効率化や省力化を図るとともに、関係者が連携した取組を進める ・鉄道やバス路線の持続的な維持・確保に向けて関係者が連携して取り組むとともに、コミュニティバスやデマンド交通など地域の実情に応じた交通手段の確保に向けた取組を促進する ・過疎地等において路線バスやタクシーとの貨客混載など、異業種間の連携による輸送の効率化を進める
北海道交通政策総合指針・重点戦略【2021-2025】 令和 3 (2021) 年度 ~令和 7 (2025) 年度	■シームレス交通戦略 <ul style="list-style-type: none"> ・MaaS 等シームレス交通の全道展開を図る ・持続的な鉄道網の確立に向けた取組を進める ・交通インフラとデジタルサービスが連動した利便性の向上を図る ・公共交通の利用定着に向けた地域全体の意識改革を図る ■地域を支える人・モノ輸送戦略 <ul style="list-style-type: none"> ・地域における最適な交通モードの検討を行う

表 2-4 北海道の各種計画における公共交通に関する施策 (2/2)

計画名・年次	公共交通に関する主な施策
北海道新広域道路交通ビジョン・計画 令和 3 (2021) 年度から 概ね 20~30 年間	<p>■交通・防災拠点の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌都心部や圏域中心都市、地方部の市街地における交通結節機能を強化する ・道の駅等を活用した輸送拠点を構築する ・広域的な復旧・復興活動の拠点として、道の駅の防災機能を強化する
第 11 次北海道交通安全計画 令和 3 (2021) 年度 ~令和 7 (2025) 年度	<p>■公共交通機関等における一層の安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関等の一層の安全を確保するため、保安監査の充実・強化を図るとともに、事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善する
第 5 期北海道観光のくまなく行動計画 令和 3 (2021) 年度 ~令和 7 (2025) 年度	<p>■観光インフラの強靱化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MaaS 等シームレス交通の全道展開 ・鉄道の輸送機能等の充実 ・交通ネットワークの利便性向上に取り組む ・道内観光地間を快適に移動できる二次交通の形成
新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針 平成 29 (2017) 年度以降 概ね 10 年間	<p>■地域の特色を生かした産業の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空港を核とした広域観光の振興を促進していくとともに、北海道新幹線の札幌開業を見据え、効果的な利用促進策を展開する <p>■グローバル化に対応した活力ある社会の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連携を支える交通・情報ネットワークの形成を進める <p>■持続可能な社会・経済を支える社会資本の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道、航空路、航路といった基幹的な交通ネットワークや交通基盤の充実を図る ・冬期間を含めた道外との安定的な高速交通アクセスを確保する

(2) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針では、公共交通について市町の地域公共交通計画等との連携、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成、交通結節点の機能強化を図るよう整備の方針が示されています。

表 2-5 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針における交通体系の整備の方針

目標年次：令和 12（2030）年

区域	計画名	決定日	交通体系の整備の方針
室蘭市 登別市 伊達市	室蘭圏 都市計画	令和 3 (2021) 年 3 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・本区域を縦断している JR 室蘭本線を広域幹線軸として位置づけ、今後の北海道新幹線の整備を見据えた維持・活用を図る ・本区域のうち、室蘭市においては、「地域公共交通網形成計画」を策定し、まちづくりと一体となって生活を豊かにする利便性の高い公共交通網の実現を目指した取り組みを進めていることから、本計画と連携して、公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める
苫小牧市 白老町 安平町 厚真町	苫小牧圏 都市計画	令和 3 (2021) 年 3 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の充実及び交通結節点の機能強化を図り、公共交通の利用を促進するとともに、バリアフリー化の推進により安心して歩くことができる歩行空間づくり、また、自転車利用を促進するため、自転車道路のネットワークの形成を図る ・本区域においては、持続可能な地域公共交通に関する計画を策定し、地域にとって望ましい公共交通の姿を明らかにするとともに、交通結節点の確保・機能強化に努め、土地利用計画と連携した効率的・効果的な公共交通ネットワークの形成を図る
洞爺湖町 壮瞥町	虻田 都市計画	令和 2 (2020) 年 4 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める ・既存の観光資源や交通体系を活用しながら効果的な連携を図るとともに、周遊 観光の推進に必要な施策の検討を進める
むかわ町	鷗川 都市計画	令和 3 (2021) 年 3 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める ・JR 北海道の路線見直しや人口減少等の社会情勢の変化に伴い、交通動線の変化が予想されることから、都市内道路網の見直しを含め、交通結節点機能の確保・充実を図るとともに、円滑な交通環境の向上に努める

(3) 定住自立圏共生ビジョン

東胆振定住自立圏共生ビジョンでは、圏域住民の生活に必要なバス路線の維持・確保及び多様な交通手段の検討を行うことを挙げているほか、西胆振定住自立圏共生ビジョンでは、観光推進に寄与するネットワーク機能の強化を行うこととしています。

表 2-6 定住自立圏共生ビジョンにおける公共交通に関する施策

計画名・年次	公共交通に関する主な施策
東胆振 定住自立圏 共生ビジョン 令和2(2020)年度 ~令和6(2024)年度	<p>■地域公共交通の維持確保と利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域内住民の移動手段を確保するため、圏域における公共交通の課題について調査・検証するとともに、各種輸送機関との相互連携により、地域公共交通の確保に取り組む <p>●生活バス路線の維持・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗合バス事業者等への支援を通じ、圏域住民の生活に必要なバス路線の維持・確保を図るとともに、多様な交通手段の検討を行う
西いぶり 定住自立圏 共生ビジョン 令和3(2021)年度 ~令和7(2025)年度	<p>■広域観光の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域内における観光資源を活用し、広域的な滞在型・体験型観光の推進を図る <p>●広域観光推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光団体等と連携し、地域資源を活用した観光プログラム・ルート開発や各種調査、各観光施設整備やネットワーク機能の強化、圏域観光情報の統一的発信やプロモーション活動など、広域観光の推進を図る

(4) 北海道胆振地域市町の上位・関連計画

各市町の計画における公共交通に関する主な施策内容を以下に示します。

(4) - 1) 総合計画

各市町の総合計画では、鉄道・バス路線の維持・確保のほか、市町内公共交通の充実、観光客も含めた公共交通利用者の利便性向上、学生・高齢者等交通弱者への支援等を行うこととしています。

表 2-7 総合計画における公共交通に関する施策 (1/8)

市町名	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
室蘭市	第6次室蘭市総合計画 令和2(2020)年度から 概ね10年間	<p>■『地域公共交通網形成計画』の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ニーズや利用状況のほか、公共施設の拠点集約や職場と住居の距離が近いことなどの視点を踏まえ、効率的かつ利便性の高い公共交通網の形成に取り組みます ・また、高齢化や地形特性などを踏まえ、誰もが利用しやすい公共交通の利用環境整備に取り組むほか、地域住民・交通事業者・行政などで連携して利用促進を図り、公共交通を守り育む取り組みを進めます
苫小牧市	苫小牧市総合計画 第7次基本計画 令和5(2023)年度 ～令和9(2027)年度	<p>■公共交通等サービスの利便性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地エリアにおける交通サービスの課題を整理し、実証事業の効果や先進事例の成果等も踏まえながら、交通サービス整備の方向性や導入、整備機能を検討します <p>■市内公共交通の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通事業者や沿線自治体などと連携し、鉄道、路線バスを始めとする公共交通の利用促進及び利便性の向上を図ります ・市内の公共施設や商業施設と連携した利用者への情報提供など、利用しやすい環境づくりやバス待ち環境改善のため、バスロケーションシステムの利用拡大を図り、乗継ポイントとなる交通結節点の整備を促進します <p>■市内公共交通ネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来人口の減少や少子高齢化社会に向けてバス路線の再編を行い、利便性と効率性のバランスを取りながら持続性の高い公共交通ネットワークの構築を推進します ・ICTを活用した新たなモビリティサービスの推進に向けて、とまこまい版MaaS実証事業を実施し、利便性が高く、質の高い交通サービスを提供します

表 2-8 総合計画における公共交通に関する施策 (2/8)

市町名	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
登別市	登別市総合計画 第3期基本計画・ 第3次実施計画 令和4(2022)年度 ～令和7(2025)年度	<p>■魅力ある観光地づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国内外の観光客に優しい観光地づくり <ul style="list-style-type: none"> ・登別駅前広場は、近年の国内外観光客の増加等により交通結節点機能が低下していることから、駅前広場を新たに整備することにより、安全で利便性が高く、福祉に優しく賑わいのある駅前広場とすることを目的とする（登別駅前広場整備事業） ●感動と癒しのある観光地づくり <ul style="list-style-type: none"> ・登別温泉地区と民族共生象徴空間（ウポポイ）を結ぶ都市間バスの運行支援を行い、相互送客することにより、観光客入込数の増加及び観光客の滞在時間の延長を図ることを目的とする（登別温泉・ウポポイ運行支援事業） <p>■総合的な交通網の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●交通手段の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・市民の生活に必要なバス路線を維持することにより、地域生活における交通手段を確保することを目的とする（地方生活バス路線維持費補助金） ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定及び道路運送法の規定に基づく協議会として、地域公共交通の活性化等のために必要な事項を協議することを目的とする（地域公共交通等検討会議経費） <p>■地域に根ざした魅力ある学校づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ●教育環境の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールバス・スクールタクシーを運行することにより、遠隔地から通学する児童生徒の負担及び保護者の経済的負担の軽減を図り、児童生徒の登下校の安全性を確保することを目的とする（スクールバス・スクールタクシー運行事業） <p>■市民の信頼に応える行財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行政機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・市バスを効率的に運行することにより、市民サービスの向上を図ることを目的とする（市バス運行业務）